

審議事項③表示事項等について

1. 表示事項について

製造事業者等が表示すべき事項として、次に掲げる観点を含める方向で検討してはどうか。

- ① 品名又は形名
- ② 区分名
- ③ 冷却内容積（リットル）
- ④ 奥行寸法（mm）
- ⑤ 年間消費電力量（kWh/年）
- ⑥ 製造事業者等の氏名又は名称

2. 遵守事項について

表示に際して製造事業者等が遵守すべき事項として、次に掲げる観点を含める方向で検討してはどうか。

- ① エネルギー消費効率は、キロワット時毎年単位の年間消費電力量を整数により表示すること。この場合において、消費電力量は J I S B 8 6 3 1－2 附属書 J A の規定によるものとする。
- ② ①に掲げる表示事項の表示は、本体の見やすい箇所に表示する。その際は、本体に直接記載、又は容易に離脱しないよう固定した金属、合成樹脂等のラベルに記載して行うこと。また表示は容易に消えない方法により行うこと。
- ③ 付加機能を有する機器であって、測定に際して、付加機能のない標準品により測定した機器については、その旨を記載するとともに、実際の使用時の消費電力量が増加する旨を記載すること。